



あなたの投票が町をよくします。投票日には絶対に早退をしないようにしましょう

任期満了による御宿町議会議員の一般選挙がきたる九月二十三日に行なわれることになりました。

有権者のみなさんへ

正しい人を選びましょう

町議会議員選挙 投票は9月23日

- ・投票所は次のとおりです。
- ・第一投票所（久保、新町、六軒町）県立御宿家政高校講堂
- ・第二投票所（須賀、浜、高山田）御宿町役場
- ・第三投票所（岩和田）岩和田小学校講堂

私たちの生活をより良くし、明るい住みよい社会を築くには立派な政治が行なわれなければなりません。そして、その立派な政治を実現させるには、人格や政見などのすぐれた正しい人を選び出すことがまず何よりも大切です。全有権者一人一人のすこやかな常識と良心で冷静に候補者を判断し違反のない選挙をいたしましょう。

・投票日 九月二十三日（午前七時から午後六時まで）

・選挙すべき議員の数 十八人



第四投票所（上布施）布施小学
校講堂

第五投票所（実谷、七本）実谷
分校

不在者投票は9月16日から

投票の方法は単記、無記名投票
です。候補者一人の氏名を投
票用紙に書いてください。
（字の書けない人は代理投票がで



ことし成人となった人たちにとって初めての議会議員選挙
みんなが町がよくなるように 立派な人を議会に送ろう

昭和42年3月30日現在名簿登録
者数（当日有権者は多少減とな
る見込です）

第1投票区（久保、新町、六軒 町）	1,993人
第2投票区（須賀、浜、高山田）	1,549人
第3投票区（岩和田）	1,174人
第4投票区（上布施）	579人
第5投票区（実谷、七本）	421人
合計	5,716人

きますので遠慮なく当日受付に申
し出ください）
いろいろな事情で投票日に投票
にこられない方は九月十六日から
九月二十二日までの間に不在者投
票ができますので役場内の選挙管
理委員会においてください。
（この場合証明書が必要ですが、
事情により証明権者が異なります
ので選管できいてください）

立候補予定者のみなさんへ

・選挙期日（投票日）九月二十三日
告示期日 九月十六日
・立候補届出期間九月十六日から
九月十九日まで（午前八時三十
分から午後五時まで）
・選挙（開票）立会人届出期限九
月二十日午後五時

・昭和四十二年三月一日以後昭和
四十二年九月一日までに選挙人名
簿の登録申請をされた人は今回の
選挙には投票できません。
・昭和四十二年三月一日以前に登
録申請した人でも、本町に住所を
定めた日が昭和四十一年十一月二
日以後であれば、やはり今回の選
挙には投票できませんので念のた
めお知らせいたします。

立候補の注意事項

・選挙会（開票）場所及び日時御

一、戸籍謄本又は抄本が一部必要
であるので用意のこと。
二、本人届出か、推薦届出かによ
って届出書がちがつてくるので
きめておくこと。（推薦届出の
場合は推薦者の選挙人名簿登録
証明書が必要であるので選管から
交付を受けておくこと）
三、出納責任者を誰にするかきめ
ておくこと（本人でもなれる）
四、選挙事務所を設置する場合は
その場所をきめておくこと。
五、九月十六日は混雑が予想され
るので、ポスターはなるべく九

宿町役場会議室九月二十三日午
后七時から（見込）
・選挙運動費用の制限額 一一九
九〇〇円
・使用出来るポスターの数 一人
五〇〇枚（長さ四二センチ巾三
十センチ）
・使用出来る葉書の数 一人五〇
〇枚（選管で発行する証明書と
いっしょに郵便局に提出のこと）
・自動車が一台中使用出来る
・拡声機一揃が使用出来る。
・新聞広告が二回に限り出来る。
（有料である）

月十五日までに選管に提出して
おかれたいこと。
六、ポスターには掲示責任者の住
所、氏名及び印刷した場合は印
刷者の住所、氏名を記載又は印
刷すること。
七、立候補届その他の用紙は町選
管に用意してあるので早目に申
し出て記入し、届出日前に選管
の子備審査を受けられたいこと。
八、候補者・推薦届出者・出納責
任者等の印かんは届出の際必ず
持参すること。
・尚不明な点は町選挙管理委員会
にお問合せください。
（御宿町選挙管理委員会）